

規制改革推進会議（第32回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年5月18日（金）18:05～18:35

2．場所：合同庁舎4号館2階共用220会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、原英史座長

4．議事概要：

大田議長 お待たせいたしました。

ただいま「規制改革推進会議」第32回会合が終わりました。

本日のテーマは2つです。

1つは、先日意見書を出しました「官民データ活用の推進」について、総務省、内閣官房（IT総合戦略室）、個人情報保護委員会事務局からヒアリングを行いました。

もう一つは「エネルギー分野の規制改革」について、意見書を決定いたしました。これはいずれも投資等ワーキング・グループで議論してきましたことですので、原座長より御説明をお願いいたします。

原座長 ありがとうございます。

まず、官民データの活用でございます。これは前回、意見書を出したときにも御説明いたしましたけれども、今の個人データの保護や活用についてのルールは、誰が持っているデータかによって違う法体系で規律されることになっています。民間事業者が持っているデータについては個人情報保護法という法律、国の行政機関や独立行政法人が持っているデータについては行政機関個人情報保護法などの法律、これはまた別の法律があるのです。それから、自治体が持っているデータがあります。例えば学校とか自治体立の病院とか、そういったところが持っているデータについては、それぞれの自治体の条例で規律をされる。そういうルールになっていまして、データの活用は割と最近の課題で、もともと個人情報の保護が課題だったわけですが、その時代からずっと法律が別々、条例ごとということになっていたのです。

ここ数年の課題として、ビッグデータの活用が大きな問題になってきました。さまざまな公的な機関や民間の事業者などが持っているデータを集めて、それを分析、解析して、さまざまな形で活用していく。これからの成長戦略の大きな柱として、ビッグデータの活用であるわけです。ビッグデータの活用のためにどういうルールの整備をするのか。この検討がここ数年間なされ、これは前回もお話をしたと思いますが、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法については、それぞれ法律の改正をやってルールの整備がなされ、ここの春から施行されているわけです。残っている問題が自治体の持っているデータで、これをどう活用するかというところで、この議論をずっとやってきましたという背景です。

当たり前なのですが、ビッグデータの活用をやりたいという人たちからすると、自治体の持っているデータについても、全国どこでも同じルールで円滑にデータをとれる。これが大変重要なわけです。先ほどの会議の中でも私が申し上げたのですが、例えば学校が持っているデータ、これは公立の学校だと、区立だったり市立だったり、高校だと県立だったりするわけですが、そういった学校のデータを活用するときに、ここの市に行くとデータをもらえます。こちらの市だとデータはもらえません。さらに隣に行くと、もらえるのだけれどもちょっとルールが違って別の手続きをとらないといけません。こんなことになってしまうと、データの活用などはまともにできないわけです。

そこで、私たちは、1年半以上、この投資等ワーキング・グループで、前期からずっと議論しておりますが、ずっと一貫して求めておりましたのは、自治体の持っているデータについても、全国統一の統合的なルールの整備が必要だという議論をしてきました。

きょうは総務省さんからお話をいただきましたが、お話をいただいた中身は資料1の1、2、3、4というところにあるとおりです。総務省さんがおっしゃいましたのは、まず、総務省としても資料1の最初にありますけれども、ルールの整備は民間、国、自治体で同等の内容であることが適当である。要するに、統合的なルールを整備するという点については、必要性があるということを確認していただいたのだと私は理解いたしました。

ところが、その先の話がずれてくるわけですが、1のところ、地方公共団体間であっても同様、つまり、同等のルール整備がなされないといけないということを言われているのですが、2に行きまして、条例改正の取り組みについての基本的な態度ということで、自治体が条例改正を行おうとするのであれば必要な支援を行っていく。そういう基本的な態度をとっていらっしゃる。現状は何が起きているかということ、意見書の中でも私たちは触れていますが、462団体で条例改正が予定されているということでありました。

資料1の3ページ目に行って、現行ルールの検証。これはルールの整備がなされたばかりなので、施行から間もないので、まだ時間がかかっているのですと。一定程度活用事例を把握した上で対応する。

4番目に、地方公共団体での非識別加工情報の利活用に向けては、何も検討していないわけではなくて、共同受託あるいは作成組織をつくって、どこの自治体のデータであってもどこかでまとめて一括して受けるような組織をつくる。そんな検討は引き続きやっていきたいと思っているのですということでした。

私の説明と総務省の説明が若干入りまじってしまいましたけれども、そういった総務省の資料1に基づく説明があって、それに対して質疑がございました。その中で、私が伺いましたのは、4まず、全国で統一的な、統合的なルールの整備が必要だということであれば、何故全国自治体それぞれで条例でやるのか。これは私には理解ができないということをお願いしました。その上で質問したのが、462団体で条例改正を予定しているということですが、全国どこでも同一のルールでデータをとれるような環境はいつ実現するのでしょうか。それから、一定期間内にそのめどが立っていないのであれば、立法措置に踏み切ら

れたらいいのではないか。

もう一つが、きょうは参考資料2をお配りしていますが、自治体の中でも、一部の自治体の首長さんからは立法措置を求めるといった意見が出されています。番号創国推進協議会、この協会は会長が佐賀県多久市の横尾市長という方ですが、そちらから出されている意見書ですと、自治体にとってもこうしたことを条例で求められるのは負担になるし、むしろ立法措置を求める。こんな意見が出されている。こうした声をどう受けとめるのか、何で自治体に負担をかけ続けるのか。そんな御質問をして、意見交換をいたしました。

意見交換のところは余り詳細を御紹介するに値しないと私が言っただけで申しわけないのかもしれないのですが、ちょっとかみあわない回答しか返ってこなかったと思っております。全国どこでも統一的なルール整備が、今、条例で整備しているままに任せておいてなされるのかということ、これはめどがたたないことは明らかなのだと思います。一方で、立法措置についてはなかなか踏み切ろうとされていないということでもございました。

一方で、作成組織というものをきちんとつくっていけば、全国どこでもデータがとれるようになるのではないかとということにも受けとめられる。率直に言って、委員の人たち、私も含めて、聞いていて必ずしもよくわからない説明でありましたが、作成組織がきちんと整備をされれば、別に条例がばらばらになっていようがどうなるかが、全国どこでもデータがとれる環境になるのだと聞こえる説明もありました。もしそうだとすれば、それは大変結構なことなのですが、それならば、何で今、462団体で条例を整備しているのかが全然わからないということも申し上げました。私だけで言うのもどうかと思いますので、議長に最後、おっしゃっていただければと思いますけれども、少なくとも私にとっては全く理解のできない回答しかなかったということでもございました。

大田議長 なかなか質疑がかみ合いませんでした。大臣からもコメントがありましたのでご紹介します。

本件については、私もかねて関心を持っている。ビッグデータの活用、AIの活用に当たって、官民データの活用はどうしても必要であり、官邸においてもこういう話は常に出てくる。それをどの方式でやっていくのか。作成組織をつくる形でやっていくのかどうか。いずれにしても、重要なことはスピードである。官民データの利活用を進めることが経済成長戦略の実現にとって重要だという認識は両者に共有されているので、総務省におかれては、難しい課題ではあるが、本日の委員の指摘を真摯に受けとめて、答申、実施計画の策定に向けての調整に一層御協力いただきたい、とのことでした。

本件については、以上です。

では、エネルギーです。

原座長 引き続き、エネルギー分野の規制改革に関する意見書についての御説明をいたします。資料2でお配りしておりますけれども、きょうの会議で、これで決定をされたということでもございます。

大部になりますので細かくは御説明しませんが、まず、改革の必要性、背景でこ

ざいますが、電力、ガスの自由化はここ数年間の規制改革の中で、大きな規制改革の一つでありました。その状況と成果を私どものワーキング・グループで検証してきたわけですが、端的に申し上げれば、電力システム改革は順調に進んでいるということです。この紙の最初にも書いてありますように、広域的運営推進機関の設立から始まって、小売全面自由化に至るまで、さらに2020年には発送電分離が予定されているということで、スケジュールに沿って改革がきちんと進められています。その成果も相当程度上がっているということでもあります。

一方で、ガスのほうはまだまだ課題が多く残っているということです。「他方、ガスシステムは」という1ページ目の真ん中あたりでございますけれども、成果として見ると、小売の全面自由化は一応2017年になされたのですが、新規事業者はまだ18社にとどまっているとか、他社へのスイッチングの率は3%とか、成果はまだまだ限定的である。競争促進のための取り組みも、本来なされてよいのではないかという取り組みも不十分なものとどまっていて、スケジュールも決まっていなくて残されている。そういれが全般の認識でございます。

電力、ガスそれぞれについて申し上げますと、まず、2で電力先物市場のあり方を挙げています。電力は順調に進んでいるのですが、残されている重要な課題の一つが電力先物市場です。さらに自由化の実効性を高めていくためには、市場の機能を高めなければいけません。自由化をするということは価格が変動することになりますので、価格変動に対応できる先物市場が大変重要な要素になるわけです。ところが、残念ながら、先物市場の準備状況がどうもおかしなことになっているということでございます。

資料の2ページ目あたりに「現時点で上場が想定される東京商品取引所は」というあたりに書いておりますが、数年間にわたって赤字が続いている東京商品取引所で現在、電力先物の上場が想定されています。その経営の立て直しのために電力先物を使おうとしているのではないかという疑念が否めません。裏を返せば、しっかりと機能する電力先物市場が整備されるのかどうか疑わしいということでございます。

海外の取引所との比較も挙げておりますが、海外で同じような電力先物市場を運営している取引所の規模は、東京商品取引所とは桁が違う規模なわけです。今、東京商品取引所単独で電力先物の上場をやって、きちんと機能できるのかどうか疑わしい。

2ページの真ん中あたりに「したがって」という段がございますけれども、私たちの意見で求めているのは、しっかりとした電力先物市場を実現するためには、不公正取引対策、インサイダー取引の体制の整備なども重要で、しっかりとやらなければいけない。また、東京商品取引所単独での取り組みにこだわらずに、実績のある海外の取引所と緊密に提携する。また、総合取引所の創設。総合取引所についても、過去数年議論があつて、前体制の規制改革会議でもこの総合取引所は取り上げられた課題ですけれども、まだ進んでいません。電力先物市場の上場に向けて、海外の取引所の連携あるいは総合取引所を創設して、しっかりとした体制のもとで先物市場を運営することが必要ではないか。これが今回の意見書

で私たちが求めていることです。

ガス小売市場の競争促進が2ページ目の後段以降の3ポツであります。これは幾つも課題がありますので、全て事細かには申し上げません。もし質問があればお受けいたしますけれども、大事なポイントを幾つか申し上げますと、1つ目が標準熱量制から熱量バンド制への移行です。日本では標準熱量制が採用されているのですが、ガスはもともと天然ガスなので、その時々で熱量が変動するのです。今の日本の制度では、変動を調整してガス管、パイプラインに流さないといけないという標準熱量制が敷かれています。この結果、熱量調整設備をちゃんと持っている会社、大手のガス会社しか実質的には参入ができない、あるいは、しにくい状態になっているわけです。

一方で、欧州各国や韓国などでは、標準熱量制、熱量を決めて調整しないといけないということではなくて、一定の範囲、バンドを定めてその中で供給すればいいという熱量バンド制を採用しています。

この次のページに行きまして、現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、これも今、初めてなされている議論では全然なくて、もう何年も前から、ずっと議論はあるのですが、なかなか進んできませんでした。そろそろ早急に諸外国での都市ガスの供給状況も踏まえて検討すべきではないか。これが1点目でございます。

2つ目に一括受ガスによる小売間競争の促進を挙げています。一括受ガスというのは、一括受電のほうは皆様方御存じかもしれませんが、マンション単位で一括して電力会社を決めて、それによって割安な料金を提供することが電力の世界ではなされています。一括受電が認められています。

ところが、ガスについては一括受ガスが認められていない。これは役所の理屈はいろいろあって、保安上の課題があるとか、一旦一括でやってしまうと契約の切りかえが制約されるとか、導管を通して流すための託送料金の負担の公平性の問題とか、そういった役所の理屈はあるのですが、意見書にも書いておりますけれども、こういった課題はいずれも解決しようと思えば解決できる。一括受ガスを認めることによって、少なくとも消費者にとって多様な選択肢が提供できる。小売間の競争を促進する効果があり得るのではないかと。さかのぼって言えば、最初に1ページ目で御紹介したように、ガスシステム改革については、まだまだ成果が上がっていない段階ですので、こういった一括受ガスをぜひ容認して進めるべきではないか。これが2点目でございます。

補足をいたしますと(2)の最後で「その際、消費者の利益に十分配慮しつつ、新規参入が見込まれる事業者などを含め、幅広い関係者の声を聞き、決定すべきである」という文を入れております。これは昨日の投資等ワーキング・グループで、消費者団体からの意見を配付、紹介しておりますが、消費者団体からは、一括受ガスを認めることによって、保安上の問題や、価格の設定上の問題に不安があるという御意見が出されておりました。私どもは消費者の利益をしっかりと実現することが大変重要だと思っており、きょうの午前中の本会議の前の投資等ワーキング・グループで、この意見を踏まえて修正をしました。消

費者の利益に十分に配慮して検討すべきと盛り込んだということでございます。

以下、項目だけ申し上げていきますけれども、3番目の支配的事業者などというのは、大手のガス事業者とか、LNGを輸入している電力会社のことです。そういった事業者からのガスの卸供給の義務化によって、卸市場を活性化するというのが3点目であります。

4点目、ガスの託送料金の適正化。今のガスについてはヤードスティック方式という、要するに、ほかの会社と比較することで審査をしますという方式がとられています。一方で、電力の場合には個別に査定をします。託送料金の中に積んでいるコストがきちんと適正なものになっているかどうかというコストのチェックを個別にやっているのですが、ガスの場合には、比較の査定がなされています。その結果、何が起るかというと、2つ目のパラグラフの「ヤードスティック方式は」というあたりに書いてありますが、仮に全ての事業者が非効率であれば、託送料金が高どまりする。みんなが非効率だったらそれでオーケーということになってしまう。こういう問題があります。したがって、託送料金について、個別に査定を行うなどの措置を講ずるということを求めています。

(5)は内管保安と工事における競争環境で、現状では、保安について、競争メカニズムが働いていないという問題があります。5ページ目になりますけれども、これを競争メカニズムが働くように、そのための措置を講じていくべきであるというのが5点目です。

6点目はLNG基地の第三者利用。LNGは大体輸入して持ってきますので、LNG基地にためているわけですが、第三者利用を促進することによって、競争促進的な効果をもたらすということになります。「したがって」というところで幾つか第三者利用を促進するための措置の提案をしています。

最後に(7)のガスの保安規制であります。ガスの保安規制については、LPガスと簡易ガスの規制が別々になっている問題があります。若干細かいテクニカルな問題になりますけれども、こういった規制の不整合を解決する措置を講ずるべきだと。これが最後の7点目でございます。

幾つかざっと申し上げましたけれども、特に大きな点としては、ガスについては(1)(2)がとりわけ大きな点かと思っております。

以上です。

大田議長 これに関して委員からの意見はありませんでしたので、ワーキング・グループで取りまとめたいただいた意見をそのまま規制改革推進会議の意見として決定いたしました。

私どもからは、以上です。

司会 それでは、御質問がある方はいつもどおり挙手の上、お名前と御所属をおっしゃっていただきまして、簡潔にお願いいたします。どなたかありますか。

記者 議題1の部分についてなのですが、推進会議のほうと総務省のほうと、大分意見の違いというか、平行線で終わってしまったということなのですが、再びヒアリングを開いたりとか、今後の流れとしてはどのようにしていくのでしょうか。

大田議長 今後、答申に向けて議論を進めていきますが、本会議あるいはワーキングでヒアリングをするという機会を設ける時間的余裕はないと思います。

司会 ほかにございますか。

どうぞ。

記者 エネルギー分野の意見について教えてください。

2番目の電力先物市場の最後ですが、実績のある海外の取引所との緊密な提携や、総合取引所の創設。これはウエートとしてはどちらのほうが望ましいとか、そういうものはあるのでしょうか。

原座長 そこは議論していません。少なくとも東京商品取引所単独でやるというのは、先物市場を機能させるという観点で考えたときに大変疑わしいことになるのではないかという意見です。それを解決するための道筋としては、海外の取引所との提携もあるでしょうし、従来から議論されている証券、金融と一体となった総合取引所を創設するという道筋もあるという意見です。

記者 では、まずは重視すべきは、もう単独でやるべきではないか。まずはそこということですね。わかりました。

大田議長 単独でやることにこだわらずに、ということですね。先ほども説明がありましたように、インサイダーを防ぐための制度整備でありますとか、しっかりと準備しなければいけないこともありますので、拙速となっただけとはいけないということです。その上で、東京商品取引所単独での取り組みにこだわらずに、海外の取引所との提携や総合取引所の創設、これは未来投資会議でも出されていることですが、こういうこともしっかりと検討し、その後に上場の申請を審査することにしてほしいというのが私どもの意見です。

記者 ありがとうございます。

あと一点、全体の話なのですが、答申は毎年5月の末か6月ですが、今のところは大体いつごろを予定されていますでしょうか。

大田議長 まだスケジュールは決まっておられません。今月末から6月上旬ぐらいの幅で考えております。

記者 ありがとうございます。

司会 そのほかにありますか。

記者 エネルギーのほうも今後はどういうスケジュールになるのか、手続とかそういうところがあれば教えてください。

原座長 今回の意見書を踏まえて、答申に向けての調整をやっていくということです。

記者 わかりました。

司会 ほかによろしいでしょうか。

それでは、終わります。ありがとうございました。